

【和訳】 正文は英文である。

Japan International Freight Forwarders Association Inc.
Freight Forwarders Standard Trading Conditions (2010)
(社) 日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会
標準取引条件 2010

Prologue

序文

この標準取引条件は、「当社」とその「顧客」との間の業務上の関係を明らかにするために定められたものである。

Chapter I – General Provisions

第1章 総則

第1条 定義

文脈から観て他の意味に捉えられるものでない限り、下記の定義が当条件に適用される：

- (a) 「当社」とは、当条件の下でフレイトフォワードーとして「サービス」を提供する、日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会の会員をいう。
- (b) 「顧客」とは、同者の要求により、又は同者のために、「当社」が当条件の下で「サービス」を提供する際のその「者」をいう。
- (c) 「顧客の指示」とは、口頭であれ書面によってであれ、「サービス」に関する「顧客」の要求を表明したものをいう。

- (d) 「物品」は、「当社」が「サービス」を提供する対象としての貨物及び「当社」が「サービス」を提供する対象として「当社」以外の「者」によって差し出される「輸送機器」を含む。
- (e) 「所有者」とは、「物品」の所有者及びその「物品」に利害を有する他の「者」をいう。
- (f) 「者」は、個人、グループ、会社、法人団体又はその他のいかなる法的存在をも含む。
- (g) 「サービス」とは、当条件の下で「顧客」のために「当社」によって引き受けられるあらゆる活動をいい、その中にはアドバイス及び情報の提供を含む。
- (h) 「下請業者」は、直接・間接の下請業者、その各々の使用人、代理人及び下請業者を含む。
- (i) 「運送書類」とは、船荷証券、複合運送証券、海上運送状又は名称はどうかで、貨物運送契約の証明となる類似の性質の書類をいう。
- (j) 「輸送機器」は、あらゆるコンテナ、トレーラー、鉄道貨車、タンク又は貨物運送用のその他のあらゆる一括積載装置を含む。

第2条 適用性

- (1) 当条件は、「サービス」が無償の場合でもそうでない場合でも、「物品」の国際輸送のため、及び「物品」の国際輸送に関連して、フレイトフォワードとしての「当社」によって提供されるあらゆる「サービス」に適用されるものとする。
- (2) 前掲の(1)項にもかかわらず、「物品」に関して、運送人としての「当社」の名義で「運送書類」が発行されるときは、当条件からは離れて、その「運送書類」の規定が当該「物品」の運送に適用されるものとする。
- (3) 当社が顧客のために引き受けたサービスに強制的に適用される法律がある場合には、この標準取引条件は、当該サービスに関して、当該法律を条件とするものとし、かつこの標準取引条件の条項が当該法律に基づく当社の権利若しくは特権の放棄と解釈され、又は当該法律に基づく当社の責任若しくは義務を強めるものと解釈されてはならないし、仮に、この標準取引条件の条項が当該法律に何らかの範囲で抵触する場合には、その抵触する条項は、抵触する範囲内で無効とし、それ以上に及ばないものとする。

る。

(4) 当条件のいかなる変更、取り消し又は適用免除も、「当社」によって、書面で、特定して承認されるか又は追認されなければならない。「当社」以外の「者」は、当条件のいかなる変更、取り消し又は適用免除にも同意する権限を有しないものとする。

(5) 当条件の諸章及び諸条項の見出しは、単に便宜のために付されたものであり、当条件の解釈には影響を及ぼさないものとする。

第3条 「顧客の指示」からの離脱

(1) 「当社」は、当条件の下で、「顧客の指示」に沿って「サービス」を履行するために合理的な手段を講ずることとするが、いついかなる時点にせよ、「当社」がその単独裁量で、「顧客の指示」の内のどれかから離脱することに十分な理由があると看做した場合には、「当社」は、「顧客」へ事前に通知せずに、且つその結果として追加的責任を取ることなしに、自由にそうすることができるものとする。

(2) 「当社」は、いついかなる時点にせよ、権限のある当局から与えられた命令又は勧告に従うことが許される。そのような命令又は勧告に従って「物品」の引渡し又はその他の処分が為され次第、「物品」に関する「当社」の責務は消滅するものとし、「顧客」は、その引渡し又はその他の処分から生じるあらゆる運賃、料金又は費用の支払いに責任を負うものとする。

第4条 不測の事態

いついかなる時点にせよ、理に適った努力を尽くしても避けることができない類の何らかの障害、危険又は妨害によって「サービス」の履行が影響を受けるとき又は影響を受けそうなときには、「当社」は、「顧客」に通知せずに、「サービス」が終了したものとして扱い、安全かつ便利であると考えられるいかなる場所においても「物品」を「顧客」の処分に委ねることができ、それをもって、当該「物品」に関する「当社」の責務は消滅するものとする。

この場合、「顧客」は、そのような扱いから生じるあらゆる運賃、料金又は費用の支払いに責任を負うものとする。

第5条 「顧客」による「物品」の未引取り

(1)もしも「顧客」又は「所有者」が、「物品」を引取るように「当社」が要求しうる時日と場所でその引取りを怠ったときは、「当社」は、「顧客」の単独の危険負担で、その「物品」を保管する権利を有するものとし、そのような保管の開始をもって、「物品」に関する「当社」の責任は完全に消滅するものとする。

当該「物品」が30日間保管された後、「当社」は、「顧客」の費用の下に、「当社」の単独裁量で、売却その他の方法によってその「物品」を処分することができる。

その保管の経費は、「顧客」によって負担されるものとし、もしもそれが「当社」又は「当社」の代理人若しくは下請業者によって支払われた場合は、請求ありしだい直ちに、「顧客」から「当社」へ弁済されるものとする。

(2) 前掲の(1)項にもかかわらず、「当社」の単独の見解で、「物品」が品質劣化・腐敗・無価値化する恐れ若しくはその価額を越す諸費用を生みそうな恐れがあるとき、又はいずれかの財産への損傷若しくはいずれかの人への傷害を引き起こす恐れ、又は適用される法や規則に抵触する恐れがあるときは、「当社」は、「顧客」への事前通知なしに直ちに売却その他の方法によってその「物品」を処分することができる。

(3) 売却による収入は、売却の経費及び「サービス」や以前の役務について「顧客」から「当社」へ支払われて当然のあらゆる金額が控除された後、「当社」によって「顧客」のために保管されるものとする。

もしも、「物品」の売却によって、収入が未払金及びかかった経費を賄いきれないときは、当社は、その不足分を「顧客」から回収する権利を与えられるものとする。

第6条 リエン

「当社」は、「サービス」や以前の役務に関して「当社」に支払われるべき全ての金額及び当該金額を回収する経費について、「物品」及び「物品」に関連するあらゆる書類に対してリエンを有するものとする。この趣旨に拠り、「当社」は、「顧客」の費用で且つ「顧客」に通知せずに、公の競売又は他の方法で当該「物品」及び書類を売却する権利を有するものとする。

もしも、「物品」及び書類の売却で、収入が未払金及び掛かった経費を賄いきれないときは、「当社」は、その不足分を「顧客」から回収する権利を与えられるものとする。

第7条 見積り

「当社」の見積りは、即座の受諾を本義として、且つ、撤回又は改訂されることがありうることを条件として、「顧客」へ提示されるものとする。書面による別段の合意が無い限り、「当社」は、為替レート、運賃率、保険料率又は「物品」に適用されるあらゆる料金において「当社」の統御が及ばない変動が起こったときは、「顧客」が見積りを受諾した後であっても、通知のうえ又は通知せずに、見積りを撤回又は改訂する自由を有するものとする。

第8条 申告

「当社」によって予め受領され且つ受諾された書面での「顧客の指示」に沿う場合を除き、「当社」は、法規、条約、契約又は他の要件に従うことを目的とした「物品」の特性、性状又は価額を申告する義務を負わないものとする。

Chapter II – The Company’s Roles

第2章 「当社」の役割

第9条 「当社」の役割

次の場合を除き、すべての「サービス」は「当社」によって「顧客」の代理人として提供されるものとする。

(a) 「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し又は取り扱いが「当社」又は「当社」の使用人若しくは代理人によって履行され、且つ、「物品」が「当社」の管理又は監督の下にあるという範囲に限定して、「当社」が当該「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し又は取り扱いを引き受ける場合。

或いは、

(b) 「物品」に関して、運送人としての「当社」の名義で「運送書類」が発行される場合。

これらの場合には、「当社」は元請契約者として行為する。

第10条 代理人としての「当社」の役割

(1) 「当社」は、「当社」以外の「者」と「顧客」との間の運送契約を証明する「運送書類」を周旋する場合には、「顧客」の代理人として行為する。

(2) 「当社」と「顧客」との間で別段の合意が無い限り、「当社」は、次の事柄に関して、「顧客」の代理人として契約を締結する権限を「顧客」から明示的に与えられるものとする。

(a) あらゆる経路、手段又は「者」による「物品」の運送

(b) あらゆる「者」による、又はあらゆる場所における「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し又は取り扱い

- (c) 他のいかなる性状の貨物とも併せた「物品」の運送又は保管
 - (d) 「輸送機器」の中に収めた、又は「輸送機器」に載せた「物品」の運送、及び
 - (e) 「当社」の単独の見解で、「サービス」の履行において合理的に必要と思われるあらゆる行為。
- (3) 「当社」が、税関の要求事項、諸税、許認可、領事書類、原産地証明書、検査証明書及び他の類似の事柄に関する又は関連する役務を提供するとき、「当社」は、「顧客」の代理人として行為するのであり、元請契約者として行為するのではない。

第11条 価格の合意

「サービス」の価格が包括的なものであろうとなかろうと、その価格の合意は、「当社」が元請契約者として「サービス」を提供するのか、又は「顧客」の代理人として「サービス」を提供するのかを、それ自体で示唆もしくは決定するものではない。

Chapter III – The Customer’s Obligations

第3章 「顧客」の義務

第12条 授權

当条件に合意するに際して、「顧客」は、自らが「物品」の「所有者」であること、又は「物品」の「所有者」から授權されていることを保証する。

第13条 「物品」の詳細

「顧客」は、「物品」の記述及び明細が、完全かつ正確であるとともに、「当社」が「サービス」を安全・効果的・迅速に且つ適用されるあらゆる法律又は規則に沿って実施するために必要なすべてのデータを含んでいることを保証する。ここにいう法律又は規則は、税関規則、輸出入制限、貿易制裁及び健康安全・環境保護・輸送規則を含むが、それらには限られない。

第14条 「物品」の準備

「顧客」は、「物品」が「サービス」のために適切且つ万全な準備・梱包・ラベル標示・荷印や付番がなされていることを保証する。

第15条 「顧客」が荷積みした「輸送機器」

「物品」が「輸送機器」の中に収められて、又は「輸送機器」に載せられて「当社」に差し出される場合には、「顧客」は、次の事柄を保証する。

- (a) 「物品」が、「輸送機器」の中に収められて、又は「輸送機器」に載せられて運送するのに適しており、
- (b) 「輸送機器」が、「物品」をその中に収めて、又はその上に載せて運送するのに適した状態であり、
且つ、
- (c) 「物品」が、当該「輸送機器」に適切に積載され保定されていること。

第16条 特殊な「物品」

「顧客」は、「当社」に書面で事前通知を提出して「当社」から書面で同意を得ない限り、次の「物品」を「サービス」のために差し出さないこととすることを保証する。

- (a) 国際海事機関(International Maritime Organization)の International Maritime Dangerous Goods Code (IMDG Code) で危険品又は有害品に分類されている「物品」
- (b) 危険性を有する「物品」で、他の貨物に損害や汚れ若しくは別の何らかの形での影響を及ぼす恐れがある、又は財産、生命若しくは健康に危害を加える恐れがあるもの
- (c) 害虫若しくはその他の有害な生物に棲息場所若しくは生育機会を与える恐れのある「物品」
- (d) 貴重品の性状を有する品目。ここにいう品目は、金塊、硬貨、貴石、宝飾品、芸術品及び骨董品を含むが、それらには限られない。
- (e) 腐敗しやすい「物品」
- (f) 温度調節を必要とする「物品」、或いは、
- (g) 保存有効期間が短い「物品」

第 17 条 保証の違反

当条件に記された保証のいずれかに「顧客」が違反した場合、「顧客」は、その違反に関連していかなる類の責任、罰金、クレーム、損失、損害、経費及び費用がどのように生じようとも、それらの全てに対して、「当社」並びに「当社」のあらゆる使用人、代理人及び下請業者に補償するものとする。

第 18 条 「輸送機器」に関する「顧客」の責務

(1) 「顧客」のために「当社」によって「輸送機器」若しくはその他の機材が供給又は手配され、それが「顧客」の占有又は監督の下にある間に滅失又は損傷したときは、「顧客」は、その滅失又は損傷に関して、全面的な責務を負うとともに、「当社」に補償するものとする。

(2) 「当社」によって供給又は手配された「輸送機器」若しくはその他の機材が「顧客」によって取り扱われている間に、又は「顧客」の占有若しくは監督の下にある間に、当該「輸送機器」、機材若しくは「輸送機器」の中身によって引き起こされた他の人の財産の滅失若しくは損傷、又は他の人への傷害若しくは他の人の死亡については、「当社」はいかなる場合にも責任を負わないものとするとともに、「顧客」はそれらの事柄に対して「当社」に補償するものとする。

第 19 条 「顧客の指示」に応じた行為の結果

「顧客」は、「当社」が「顧客の指示」に従って行為した結果としていかなる類の責任、罰金、クレーム、損失、損害、経費及び費用がどのように生じようとも、それらの全てに対して「当社」に補償するものとする。

第 20 条 運賃及び諸料金の回収

他の「者」から運賃・賦課金・種々の料金やその他の諸費用を回収するようという「顧客の指示」を「当社」が受容した場合であっても、「顧客」は、それらの運賃・賦課金・種々の料金やその他の諸

費用に関する責任を負い、且つ、支払満期日に至っても上記の「者」から支払いが為されないときは、直ちに「当社」へそれらを支払うものとする。

第 21 条 税金及び課徴金

「顧客」は、税関、港湾局及びその他の当局のあらゆる規則又は要求事項を遵守し、当然に支払われるべき諸税のみならず上記の遵守を怠ったために被るあらゆる罰金及び費用を負担するとともに、そのような諸税、罰金及び費用に対して「当社」に補償するものとする。

Chapter IV – Liability

第4章 責任

第22条 免責事由

「当社」は、「顧客」の代理人として行為しよう、又は元請契約者として行為しよう、損失、損害又は費用が次の事柄によって引き起こされたときは、それらに関する責任を免除されるものとする。

- (a) 「顧客」、「所有者」又は「当社」以外の「者」で「顧客」若しくは「所有者」を代理する「者」のあらゆる行為又は不作為。
- (b) 権限のある当局又は「者」から与えられた命令又は勧告に従ったこと。
- (c) 「物品」の固有の欠陥又は性状。
- (d) 「物品」の不十分な梱包・荷印標示・ラベル標示、又は付番。ただし、「当社」が当該梱包・荷印標示・ラベル標示又は付番を請け負ったものでない場合に限る。
- (e) 「顧客」若しくは「所有者」又は「当社」以外の「者」で「顧客」若しくは「所有者」を代理する「者」による「物品」の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し、又は取り扱い。(f) テロ行為、戦争、暴動、騒擾、生産妨害又は破壊行為。
- (g) ストライキ、ロックアウト、作業停止又は労働制約。
- (h) 火災。
- (i) 原子力事故。
- (j) 天災。
- (k) 「当社」には回避することができず、また理に適った注意を尽くしてもその結果を防ぐことができなかったあらゆる原因又は出来事、或いは
- (l) 「当社」がその結果を合理的には予見しえようもなかったあらゆる自己の行為又は不作為。

第 23 条 責任の制限

(1) 「物品」の滅失又は損傷に係わる賠償について「当社」に責任がある場合、その賠償は、「物品」が「顧客」に引渡された - 又は引渡されるべきであった - 場所と時における「物品」の価額を基に算定されるものとする。

この趣旨に拠って、「顧客」のインボイスに記された「物品」の価額が当該価額と看做され、もしも「顧客」によって運賃・諸料金・保険料が支払われているならば、それらも加算される。

(2) 「物品」の滅失又は損傷について「当社」は、いかなる場合も、滅失又は損傷した「物品」の総重量に対して 1 キログラム当たり 2 計算単位に相当する額を超えた金額での責任を負わないものとする。

(3) 書面での事前合意がなされた場合を除き、「当社」はいかなる状況においても、いかなる原因から生じるものであっても、間接的若しくは結果的な損失 - 利益の逸失及び市場の喪失を含むが、それには限らない - 又は遅延の結果については、一切責任を負わないものとする。

このような事柄を侵害することなしに、もしも「当社」が遅延について責任を有すると判明すれば、その責任は「サービス」に適用される諸料金を限度とするものとする。

(4) その他のあらゆるクレームの場合には、賠償額は次のうちの少ないほうを限度とするものとする。

(a) 「サービス」の対象である「物品」の価額、又は、

(b) 「サービス」の対象である「物品」の総重量に対して 1 キログラム当たり 2 計算単位という割合での金額。

(5) 「顧客」からの事前の書面による要求に基づき、「当社」は、前記の各項に規定された限度を超す責任を受容することが有り得る。ただし、その拡大責任に対して「当社」が課する追加料金を「顧客」が支払うことを条件とする。「顧客」は、当該追加料金の明細を「当社」から手に入れることができる。

(6) 前掲の (2) 項及び (4) 項の計算単位は、国際通貨基金 (International Monetary Fund) の定める特別引出権 (Special Drawing Right: SDR) をいい、「当社」が損害を賠償する日において公表されている最終の為替レートにより日本円に換算されるものとする。

第 24 条 抗弁

当条件に規定された抗弁、免責事由及び責任制限は、クレーム若しくは訴訟が契約に基づくものであろうと、不法行為に基づくものであろうと、又はその他に基づくものであろうと、損失、損害又は費用について「当社」を相手に為されるいかなるクレーム又は訴訟にも適用されるものとする。

第 25 条 使用人、代理人及び下請業者の責任

(1) 損失や、損害又は費用に関して、「当社」の使用人、代理人又は下請業者を相手にクレーム又は訴訟が提起されたときは、当該使用人、代理人又は下請業者は、「当社」が当条件の下で援用できる抗弁、免責事由及び責任制限を利用することができるものとし、「当社」は、「サービス」のためのいかなる約定を取り結ぶに際しても、自己のためにだけでなく、上記の使用人、代理人又は下請業者の代理人かつ受託者としてもその約定を取り結ぶ。

「当社」及びそのような使用人、代理人又は下請業者から回収しうる金額の総和は、いかなる場合にも、当条件に規定された制限を超えないものとする。

(2) 「顧客」は、前記の使用人、代理人又は下請業者を相手に自らが提起したクレーム又は訴訟に関して、当該使用人、代理人又は下請業者によって「当社」を相手に提起されうるいかなるクレーム又は訴訟に対しても「当社」に補償するものとする。

第 26 条 クレームの通知及び提訴期間

「当社」は、下記に明示された日から 14 日以内に何らのクレームの通知が「当社」若しくは「当社」の代理人によって書面で受領されず、又はそのようにして通知を行なうことが不可能であったことを

「顧客」が証明したとしても、上記の日から理に適った期間内にクレームの通知が「当社」によって書面で受領されず、さらに下記に明示された日から9ヶ月以内に、「顧客」によって日本の東京地方裁判所に提訴され且つその旨の書面での通知が「当社」によって受領されない限り、すべての責任を免除されるものとする。

- (a) 「物品」の損傷の場合には、「物品」の引渡しの日。
- (b) 「物品」の滅失又は遅延の場合には、「物品」が引渡されるべきであった日。
- (c) その他の場合にはすべて、クレームをもたらした出来事が生じた日。

第27条 準拠法及び裁判管轄

当条件の中に別段の明示がない限り、当条件は、日本法によって律せられ解釈されるものとし、且つ、「当社」を相手とした訴訟はすべて日本の東京地方裁判所に提起されるものとする。

Chapter V – Miscellaneous Provisions

第5章 雑則

第28条 支払

- (1) 「顧客」は、すべての金額を、クレームや反対請求又は相殺を理由とした減額又は支払延期をせずに、現金又は他に取り決めた方法で期日までに「当社」へ支払うものとする。
- (2) 期日は、「顧客」と「当社」との相互合意によって確定されるものとし、そのようにして確定された期日が存在しないときは、「当社」のインボイスの日付から30日後とするものとする。
- (3) 何らかの金額が、期日を過ぎても未払いのまま残っている場合、「当社」は、期日を超える期間を通して、年率6%の利息を当該金額に付加することができるものとする。

第29条 他の「者」の貨物への役務

「サービス」の開始に先立って書面で別段の合意が特に為されていない限り、「当社」は、「物品」に対する「サービス」を、他の「者」の貨物に対する役務と併せて提供することが許される。

第30条 報酬

「当社」は、取引において慣習的なものとなっている全ての仲介料、手数料又は他の報酬を確保し且つ支払われる権利があるものとする。